平成２４年（フ）第２２０８号
埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家540―15―304
債務者　藤原　由香
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２１５号
埼玉県川越市大塚新町34―８
債務者　籠宮タマ子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２１８号
東京都北区浮間４丁目６―10―202
債務者　高良　　浩
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２１９号
東京都大田区南六郷１丁目29―２―307
債務者　佐本　里美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２２２号
東京都新宿区北新宿４丁目８―２―804
債務者　櫻田　智美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２２３号
東京都文京区西片１丁目１―11―101
債務者　中村　エミ
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２２４号
埼玉県草加市手代町817―３―205
債務者　上條　信哉
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３号
神奈川県大和市代官３丁目13番地16
債務者　高橋　重幸
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２８号
横浜市中区初音町２丁目29番地１　日興パレス伊勢佐木町北パートⅡ　305号室
債務者　石橋　慶三
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３５号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅13街区３棟207号
債務者　持丸　剛英
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０４号
横浜市緑区霧が丘３丁目25番地２　霧が丘グリーンタウン608号
債務者　笹川　正俊
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１７号
横浜市青葉区千草台48番地43　サンフィール弐番館203
債務者　小野　俊明
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６５号
大阪市港区磯路２丁目４番９号
債務者　米川　純江
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８９号
大阪市鶴見区今津中１丁目４番25号　ヘリテージ鶴見102号
債務者　下熊　　勝
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０４号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目25番９―14号
債務者　祝迫　幸恵（旧姓岡井）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部